

平成二十二年三月十五日提出
質問第二六六号

教員に対する職業観に関する質問主意書

提出者
馳
浩

教員に対する職業観に関する質問主意書

かつて、学校の教員は、いわゆる「聖職」であるとの位置づけがなされ、一般国民から尊敬される職業として評価されてきた。しかし今日、日教組はその「教師の倫理綱領」において、学校の教員は「聖職」と一線を画す「労働者」であると定めており、広く一般国民のなかで、学校の教員に対する統一的職業観が崩壊して形成されていないのが現状と考えられる。

そこで、次の事項について質問する。

- 一 政府としては、学校の教員に対して、どのような職業観をもっているのか。また期待するのか。
- 二 学校の教員の労働基本権や専門職性は認めつつ、教員の内心的自覚、気構え、矜持として、学校の教員は、いわゆる「聖職」であるとの認識をもつべきと考えるが如何。

三 教育の再生には、学校の教員が決定的な役割を果たすことは論をまたない。何よりも求められるのは、保護者や一般住民との信頼関係の再構築と考える。つまり、学校の教員には、高い倫理観や崇高な使命感が求められている。そこで、現在制定されている国家公務員倫理法、自衛隊員倫理法、裁判所職員倫理規則と同様に、学校の教員すなわち教育公務員に対しても倫理法さらには類似の訓令的なものが必要ではな

いか。度重なる、学校の教員による違法な政治活動や教員人事の介入をみるにつけ、純粹で高い倫理・使命感をもつ学校の教員を守り育てることが今ほど求められている時はないと考えるが如何。
右質問する。